



(参 考 訳)

2025 年 11 月 28 日

国際サステナビリティ基準審議会 御中

公開草案『SASB スタンダード』の修正案』に対するコメント

はじめに

1. サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) (以下「我々」という。) は、2025 年 7 月に国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) が公表した公開草案『SASB スタンダード』の修正案 (以下「本公開草案」という。) に対して、我々のコメントを提供する機会を得たことを歓迎する。
2. 我々のコメントは、以下の項において要約される。

ISSB が開発すべき産業別ガイダンスのあるべき姿に関する我々の見解

3. 本公開草案の提案の内容についてコメントする前に、ISSB が開発すべき産業別ガイダンスのあるべき姿に関する我々の見解を述べる。
4. 我々は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」 (以下「IFRS S1 号」という。) が ISSB 基準を適用する企業に「参照し、その適用可能性を考慮」することを要求するものである現行の「SASB スタンダード」の向上を行うよりも、「SASB スタンダード」に含まれている関連性がある内容を、ISSB 基準を構成する産業別の要求事項に組み入れるための取組みを行うことを優先すべきであると考えている。ISSB のリソースが限られている中で、ISSB がプロジェクトの優先順位を適切に定めたいうえで、それに従って活動を行っていくことは極めて重要であると考えられる。
5. 我々は、「SASB スタンダード」には次のような根本的な問題点があり、その多くが ISSB 公開草案 (ED/2022/S2) 「IFRS S2 号『気候関連開示』」に対するコメント・レターにおいて世界中の利害関係者から指摘されていたものであることに留意している。我々は、これらの問題点の大部分は、「SASB スタンダード」の向上を通じて解決できるものではないと考えている。したがって、「SASB スタンダード」に含まれている関連性がある内容

を、ISSB 基準を構成する産業別の要求事項に組み入れるにあたっては、根本的な見直しが必要となると考えている。

- (a) サステナビリティ関連財務情報のための産業分類として、SASB の産業分類システム (Sustainable Industry Classification System[®]; SICS[®]) を使用することについて、世界的なコンセンサスが得られていない。その主な理由として、SICS は網羅的なものでなく、特定の主要な産業が含まれていないことが挙げられる。
- (b) 「SASB スタンダード」では、複数の産業にわたって同じ要求事項が含まれていることがある。このことは、これらの要求事項が産業固有のガイダンスとして含めるべきものであるかどうかという疑問を生じさせている。我々は、これらの要求事項には産業横断的な要求事項として取り扱われるべきものがあると考えている。
- (c) 産業ごとに要求されている開示の具体的な内容が必ずしも整合していないために、企業が「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮」するにあたって必要となる作業量が、企業が属する産業に応じて大きく異なる。
- (d) 現行の「SASB スタンダード」には「結論の根拠」が提供されておらず、したがって、多くの場合、なぜ「SASB スタンダード」において特定の開示が要求されるのかが明確ではない。このことは、「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮」する作成者がリスク及び機会を識別し、それぞれのリスク及び機会について開示する項目を特定することを困難にしている。また、サステナビリティ関連財務情報の利用者が、開示されたリスク及び機会を作成者がどのように識別しているのかを理解することも困難にしている。

6. 我々の本公開草案に対する具体的なコメントは、ISSB が開発すべき産業別ガイダンスのあるべき姿に関する上述した我々の見解を反映している。また、我々のコメントは、ISSB 基準を適用し、IFRS S1 号に従って「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮」しなければならない企業の観点から作成されている。

本公開草案に対する主なコメント

(産業分類の見直し)

7. 第 5 項(a)で述べたとおり、我々は、サステナビリティ関連財務情報のための産業分類として、SICS を使用することについて、世界的なコンセンサスが得られていないと理解している。

8. 本公開草案では、SICS を根本的に見直すことは提案されておらず、特定の優先産業について、産業の説明を更新することのみが提案されている。我々は、このような更新を行ったとしても、産業分類に関する根本的な懸念に対処することにはならないことを強調する。したがって、本公開草案の提案に対する同意は、適切な産業分類についての利害関係者からの世界的なコンセンサスが得られたものと理解されるべきではない。

〔「SASB スタンダード」において開示を要求することの根拠〕

9. 第5項(d)で述べたとおり、「SASB スタンダード」では、多くの場合において、なぜ特定の開示が要求されるのかが明確ではない。我々は、開示を要求する根拠が明確に説明できる場合にのみ、開示が要求されるべきであると考えている。
10. 以下の項では、明確な根拠の欠如に関する次の問題点について述べている。
 - (a) 特定の産業について開示を要求することの根拠
 - (b) 本公開草案において特定の開示トピックに焦点を当てることの根拠
 - (c) 本公開草案の全体についての修正を行うことの根拠

特定の産業について開示を要求することの根拠

11. 特定の開示項目が、なぜ特定の産業について要求され、なぜ他の産業には要求されないのかが明確ではない。
12. 本公開草案では、複数の産業にわたって整合的に適用される修正が複数提案されている。例えば、本公開草案の BC68 項では、ISSB は、優先産業について提案されている「エネルギー管理」の開示トピックに含まれる特定の指標への変更を反映して、21 の「SASB スタンダード」に的を絞った修正を行うことを提案していると述べている。
13. さらに、本公開草案において修正が提案されていない他の開示項目についても、複数の産業にわたって整合的な要求となっているものが多くある。
14. 我々は、整合的な要求事項とすることについて必ずしも反対はしないが、「SASB スタンダード」において、特定の開示項目が、なぜ特定の産業について要求され、なぜ他の産業には要求されていないのかについて、明確に説明することが重要である。
15. さらに、我々は、「SASB スタンダード」が複数の産業にわたって整合的に要求される開示を多く含んでいるという事実は、それらの要求事項が本当に産業固有のものであるかどうかという疑念を生じさせていることに留意している。我々は、要求事項の重複を避け

るために、「SASB スタンダード」においても、産業横断的な要求事項を定めることができると考えている。

本公開草案において特定の開示トピックに焦点を当てることの根拠

16. ISSB が的を絞った修正の範囲をなぜ「温室効果ガス排出」、「エネルギー管理」、「水管理」、「労働慣行」及び「労働力 (workforce) の健康及び安全」の 5 つの開示トピックに関する指標に限定すると結論付けたのかが明確ではない。

本公開草案の全体についての修正を行うことの根拠

17. 本公開草案の結論の根拠では、「SASB スタンダード」を修正する根拠として、利害関係者からのフィードバックを踏まえた提案であることのみが説明されている。フィードバックを提供した利害関係者の属性（例えば、作成者、投資家、保証提供者）、利害関係者の見解の根拠、又は対立する見解の有無などについての説明は、ほとんど又は全く提供されていない。
18. さらに、本公開草案では、利害関係者からのフィードバックを ISSB がどのように分析したのかについても明確に説明されていない。本公開草案では、修正案がサステナビリティ関連財務情報の有用性を向上させるものであるかどうかについての、ISSB による概念的基礎に照らした分析及び結論や、修正案のコスト及び便益の観点からの分析が提供されていないのである。

(他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性)

19. 我々は、ISSB が他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を改善することについては、必ずしも反対しない。そのような取組みは、作成者がサステナビリティ関連財務情報を開示する際のコストを削減する可能性が高いからである。
20. しかしながら、我々は、我々の法域の利害関係者（投資家、作成者、保証提供者、及び学識経験者を含む。）から、他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を改善することが、次のような状況を示唆する可能性があることに対する懸念が聞かれていることに留意している。
- (a) ISSB が、相互運用可能性を改善すると名目で、他の基準又はフレームワークにおける将来の変更を「SASB スタンダード」に自動的に組み込む。
- (b) ISSB が、異なるマテリアリティの概念を採用するその他の基準及びフレームワークにおける要求事項を「SASB スタンダード」に組み込み、ISSB 基準を適用する企業に

「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮」することを要求することによって、ISSB 基準において適用されるマテリアリティの概念を変更する。

21. 我々は、ISSB は前項に記載した懸念を払拭する必要がある、相互運用可能性を追求する目的は、コストを削減することであることを明確に説明すべきであると考えます。そのような明確な説明は、相互運用可能性の向上を目的とした修正を提案するにあたって ISSB が適用する規準を設定し、当該規準に照らした ISSB の分析及び結論を結論の根拠において説明することによって提供することができる。

(生物多様性、生態系及び生態系サービス (BEES) 並びに人的資本に関連する情報)

22. 我々は、次の理由から、ISSB が BEES 及び人的資本に関連する「SASB スタンダード」の開示トピック及び指標の修正を現時点で進める提案には反対する。
- (a) BEES 及び人的資本については、ISSB によるリサーチ・プロジェクトが進行中であり、利害関係者は実施したリサーチの結果に基づく十分な情報を有していない。このため、「SASB スタンダード」の修正を提案するタイミングとして時期尚早である。
 - (b) 現在実施されているリサーチ・プロジェクトの結果として、ISSB は、将来において「SASB スタンダード」のさらなる改訂を行うことが必要となる可能性がある。短期間における 2 回の「SASB スタンダード」の改訂によって利害関係者に生じる可能性がある潜在的なコストを考慮すると、我々は、「SASB スタンダード」の修正を現時点で進めることは適切ではないと考える。特に、ISSB が BEES について追加的な開示要求を導入するための基準設定を行うことを発表したことを踏まえると、「SASB スタンダード」への修正は、関連する基準設定に関する議論と併せて検討されるべきである。
23. 加えて、我々は、ISSB は、将来の基準開発プロジェクトに発展する可能性がある BEES 及び人的資本のリサーチ・プロジェクトの側面に対するフィードバックを、本公開草案を通じて求めるべきではないと考えている。我々は、「SASB スタンダード」は ISSB 基準を構成するものではなく、そのため、「SASB スタンダード」の変更を提案する本公開草案に対する注目度、及び提案に対する分析の深度は、ISSB 基準の変更を提案する公開草案と比べて、比較的限定されることに留意している。

(複数の産業にわたる要求事項の繰返し)

全般的な気付き事項

24. 「SASB スタンダード」は、同じ要求事項を複数の産業で繰り返している。このことは、コングロメリット企業のような、複数の産業についての開示を作成する企業にとって、同じ要求事項を複数の産業について繰り返し「参照し、その適用可能性を考慮」する必要があることに起因する、開示を作成するための不必要なコストをもたらしている。

産業にわたる指標及び技術的プロトコルのわずかな不整合

25. さらに、複数の産業にわたって、同じ開示トピックに関して要求される指標及び技術的プロトコルの記述にわずかな不整合が存在している場合がある。これらの不整合が意図的なものか意図的でないものかが必ずしも明確ではないため、複数の産業についての開示を作成する企業は、これらのわずかな不整合は、彼らが「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮」する際のコストを増加させていることに鑑み、そのような不整合が必要なかどうかについて疑念を有している。

翻訳における困難

26. 我々の法域では、我々の法的な枠組みに基づき、企業が ISSB 基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計された国内基準を適用するにあたり、「SASB スタンダード」を我々の法域の公用語に翻訳した翻訳版が利用可能となっていなければならない。
27. 「SASB スタンダード」は、同じ要求事項を繰り返し翻訳するための不必要な著しい翻訳の工数を現在生じさせている。また、前述した産業にわたるわずかな不整合によってさらに悪化している。我々は、「SASB スタンダード」の内容を変更することなく、「SASB スタンダード」の構造を見直すことにより、翻訳の工数を減らすことができると考えている。

(「SASB スタンダード」で使用される用語と IFRS S1 号との整合)

28. 我々は、ISSB が「SASB スタンダード」で使用されている基本的な用語を IFRS S1 号と整合させることを提案する。
29. 具体的には、本公開草案の結論の根拠の脚注 15 において記述されているように、「SASB スタンダード」における「指標」という用語は、開示を表すために用いられており、定性的情報及び定量的情報を含むものとされており、これは、IFRS S1 号において当該用語が使用される方法と整合していない。我々は、このことが実務における混乱を引き起こす

可能性を考慮すると、例えば当該用語を「要求される開示」に置き換えることによって、不整合に対処すべきであると考えます。

30. また、「トピックサマリー」及び「技術的プロトコル」といった「SASB スタンダード」で用いられる他の基本的な用語に係る不整合についても、例えば、「トピックサマリー」は「関連するリスク及び機会」、「技術的プロトコル」は「要求される開示に付属するガイダンス」の用語に置き換えることによって対処されるべきである。

発効日

31. 我々は、企業が「参照し、その適用可能性を考慮」することが要求される「SASB スタンダード」のバージョン、及び更新されたバージョンをより早く使用することが容認されるかどうかについては、IFRS S1 号において特定されるべきであると考えている。なぜなら、「SASB スタンダード」を含むガイダンスの情報源について、どのように使用されるべきかを規定しているのは、IFRS S1 号であるからである。
32. 「SASB スタンダード」に対する変更のための準備に必要な期間に関して、我々は、ISSB 基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計された我々の法域の国内基準では、企業が「参照し、その適用可能性を考慮」しなければならない「SASB スタンダード」のバージョンを明確にしていることに留意している。その結果、我々は次のことが必要となる。
- (a) 「SASB スタンダード」の修正内容について議論し、デュー・プロセスを経て、企業が「参照し、その適用可能性を考慮」しなければならない「SASB スタンダード」のバージョンを更新するために国内基準を修正する。
 - (b) 修正された「SASB スタンダード」を我々の法域の公用語に翻訳した翻訳版を利用可能にする。
33. したがって、我々は、ISSB が発効日までにより長い期間を設けることを提案する。これにより、ISSB 基準を適用する企業にとっての発効日と、ISSB 基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計された国内基準を適用する企業にとっての発効日が整合することを確実にする一助となる。また、より長い期間を設けることで、我々の法域の利害関係者が、変更に対応して準備するための十分な時間を確保することにもなる。

34. 本公開草案における個々の質問に係る我々のコメントについては、本コメント・レターの別紙を参照されたい。
35. 我々のコメントが ISSB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

サステナビリティ基準委員会 委員長

質問1-目的

ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」を適用する企業に対して適時の支援を行う目的で、「SASB スタンダード」の修正を提案している。修正案は、企業が「IFRS サステナビリティ開示基準」と並行して「SASB スタンダード」を適用するとの仮定のもとに起草された。この仮定は、「SASB スタンダード」が引き続き的を絞ったものであり、比例的 (proportionate) なものであることを可能にし、IFRS S1 号及び IFRS S2 号にすでに含まれている要求事項の不要な重複を回避することを可能にする。修正案の目的は次のとおりである。

- 国際的な適用可能性の一層の向上
 - 産業のグルーピング（新興市場及び発展途上国におけるバリュー・チェーンを反映することを含む。）
 - それらの産業のグルーピングにおける開示トピック
 - 指標及びこれを支える技術的プロトコル
 - 資本市場のニーズに応えるためのサステナビリティ関連開示のグローバル・ベースラインとなるように、投資家のニーズに引き続き焦点を当てることを確実にしながら、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を向上させる。
 - 「SASB スタンダード」の向上を、生物多様性、生態系及び生態系サービス (BEES) 並びに人的資本といったトピックに関する ISSB のリサーチ・プロジェクトと整合させ、本公開草案に対するフィードバックがこれらのリサーチ・プロジェクトへのインプットを提供することが可能となるように、BEES 及び人的資本に関連する「SASB スタンダード」における開示トピック及び指標を修正する。
 - 「SASB スタンダード」と「IFRS サステナビリティ開示基準」における言葉遣い (language) と概念を整合させる。
 - 作成者にとっての「SASB スタンダード」の明瞭性、簡潔性及び費用対効果を向上させる。
- (a) 「SASB スタンダード」の修正案の目的、及び焦点を当てる関連する領域に同意するか。
- (b) 修正案はこの目的を満たしているか。賛成又は反対の理由は何か。

ISSB が開発すべき産業別ガイダンスのあるべき姿に関する我々の見解

1. 我々は、IFRS S1 号が ISSB 基準を適用する企業に「参照し、その適用可能性を考慮」することを要求するものである現行の「SASB スタンダード」の向上を行うよりも、「SASB スタンダード」に含まれている関連性がある内容を、ISSB 基準を構成する産業別の要求事項に組み入れるための取組みを行うことを優先すべきであると考えている。ISSB のリソ

ースが限られている中で、ISSB がプロジェクトの優先順位を適切に定めたうえで、それに従って活動を行っていくことは極めて重要であると考えられる。

2. 我々は、「SASB スタンダード」には次のような根本的な問題点があり、その多くが ISSB 公開草案 (ED/2022/S2) 「IFRS S2 号『気候関連開示』」に対するコメント・レターにおいて世界中の利害関係者から指摘されていたものであることに留意している。我々は、これらの問題点の大部分は、「SASB スタンダード」の向上を通じて解決できるものではないと考えている。したがって、「SASB スタンダード」に含まれている関連性がある内容を、ISSB 基準を構成する産業別の要求事項に組み入れるにあたっては、根本的な見直しが必要となると考えている。

- (a) サステナビリティ関連財務情報のための産業分類として、SICS を使用することについて、世界的なコンセンサスが得られていない。その主な理由として、SICS は網羅的なものでなく、特定の主要な産業が含まれていないことが挙げられる。
- (b) 「SASB スタンダード」では、複数の産業にわたって同じ要求事項が含まれていることがある。このことは、これらの要求事項が産業固有のガイダンスとして含めるべきものであるかどうかという疑問を生じさせている。我々は、これらの要求事項には産業横断的な要求事項として取り扱われるべきものがあると考えている。
- (c) 産業ごとに要求されている開示の具体的な内容が必ずしも整合していないために、企業が「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮」するにあたって必要となる作業量が、企業が属する産業に応じて大きく異なる。
- (d) 現行の「SASB スタンダード」には「結論の根拠」が提供されておらず、したがって、多くの場合、なぜ「SASB スタンダード」において特定の開示が要求されるのかが明確ではない。このことは、「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮」する作成者がリスク及び機会を識別し、それぞれのリスク及び機会について開示する項目を特定することを困難にしている。また、サステナビリティ関連財務情報の利用者が開示されたリスク及び機会を作成者がどのように識別しているのかを理解することも困難にしている。

「SASB スタンダード」の修正にあたって提案されたアプローチに対する我々の主なコメント

3. 我々の本公開草案に対する具体的なコメントは、ISSB が開発すべき産業別ガイダンスのあるべき姿に関する上述した我々の見解を反映している。また、我々のコメントは、ISSB 基準を適用し、IFRS S1 号に従って「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮」しなければならない企業の観点から作成されている。

(産業分類の見直し)

4. 我々は、サステナビリティ関連財務情報のための産業分類として、SICS を使用することについて、世界的なコンセンサスが得られていないと理解している。
5. 本公開草案では、SICS を根本的に見直すことは提案されておらず、特定の優先産業について、産業の説明を更新することのみが提案されている。我々は、このような更新を行ったとしても、産業分類に関する根本的な懸念に対処することにはならないことを強調する。したがって、本公開草案の提案に対する同意は、適切な産業分類についての利害関係者からの世界的なコンセンサスが得られたものと理解されるべきではない。

(「SASB スタンド」において開示を要求することの根拠)

6. 「SASB スタンド」では多くの場合において、なぜ特定の開示が要求されるのかが明確ではない。我々は、開示を要求する根拠が明確に説明できる場合にのみ、開示が要求されるべきであると考えている。
7. 以下の項では、明確な根拠の欠如に関する次の問題点について述べている。
 - (a) 特定の産業について開示を要求することの根拠
 - (b) 本公開草案において特定の開示トピックに焦点を当てることの根拠
 - (c) 本公開草案の全体についての修正を行うことの根拠

特定の産業について開示を要求することの根拠

8. 特定の開示項目が、なぜ特定の産業について要求され、なぜ他の産業には要求されないのかが明確ではない。
9. 本公開草案では、複数の産業にわたって統合的に適用される修正が複数提案されている。例えば、本公開草案の BC68 項では、ISSB は、優先産業について提案されている「エネルギー管理」の開示トピックに含まれる特定の指標への変更を反映して、21 の「SASB スタンド」に的を絞った修正を行うことを提案していると述べている。
10. さらに、本公開草案において修正が提案されていない他の開示項目についても、複数の産業にわたって統合的な要求となっているものが多くある。
11. 我々は、統合的な要求事項とすることについて必ずしも反対はしないが、「SASB スタンド」において、特定の開示項目が、なぜ特定の産業について要求され、なぜ他の産業には要求されていないのかについて、明確に説明することが重要である。

12. さらに、我々は、「SASB スタンダード」が複数の産業にわたって整合的に要求される開示を多く含んでいるという事実は、それらの要求事項が本当に産業固有のものであるかどうかという疑念を生じさせていることに留意している。我々は、要求事項の重複を避けるために、「SASB スタンダード」においても、産業横断的な要求事項を定めることができると考えている。

本公開草案において特定の開示トピックに焦点を当てることの根拠

13. ISSB が的を絞った修正の範囲をなぜ「温室効果ガス排出」、「エネルギー管理」、「水管理」、「労働慣行」及び「労働力 (workforce) の健康及び安全」の 5 つの開示トピックに関する指標に限定すると結論付けたのかが明確ではない。

本公開草案の全体についての修正を行うことの根拠

14. 本公開草案の結論の根拠では、「SASB スタンダード」を修正する根拠として、利害関係者からのフィードバックを踏まえた提案であることのみが説明されている。フィードバックを提供した利害関係者の属性 (例えば、作成者、投資家、保証提供者)、利害関係者の見解の根拠、又は対立する見解の有無などについての説明は、ほとんど又は全く提供されていない。
15. さらに、本公開草案では、利害関係者からのフィードバックを ISSB がどのように分析したのかについても明確に説明されていない。本公開草案では、修正案がサステナビリティ関連財務情報の有用性を向上させるものであるかどうかについての、ISSB による概念的基礎に照らした分析及び結論や、修正案のコスト及び便益の観点からの分析が提供されていないのである。

(他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性)

16. 我々は、ISSB が他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を改善することについては、必ずしも反対しない。そのような取組みは、作成者がサステナビリティ関連財務情報を開示する際のコストを削減する可能性が高いからである。
17. しかしながら、我々は、我々の法域の利害関係者 (投資家、作成者、保証提供者、及び学識経験者を含む。) から、他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を改善することが、特定の含意を引き起こす可能性があるという懸念が聞かれていることに留意している。
18. 詳細については、質問 2 に対する我々の回答を参照されたい。

(生物多様性、生態系及び生態系サービス (BEES) 並びに人的資本に関連する情報)

19. 我々は、次の理由から、ISSB が BEES 及び人的資本に関連する「SASB スタンダード」の開示トピック及び指標の修正を現時点で進める提案には反対する。

(a) BEES 及び人的資本については、ISSB によるリサーチ・プロジェクトが進行中であり、利害関係者は実施したリサーチの結果に基づく十分な情報を有していない。このため、「SASB スタンダード」の修正を提案するタイミングとして時期尚早である。

(b) 現在実施されているリサーチ・プロジェクトの結果として、ISSB は、将来において「SASB スタンダード」のさらなる改訂を行うことが必要となる可能性がある。短期間における 2 回の「SASB スタンダード」の改訂によって利害関係者に生じる可能性がある潜在的なコストを考慮すると、我々は、「SASB スタンダード」の修正を現時点で進めることは適切ではないと考える。特に、ISSB が BEES について追加的な開示要求を導入するための基準設定を行うことを発表したことを踏まえると、「SASB スタンダード」への修正は、関連する基準設定に関する議論と併せて検討されるべきである。

20. 詳細については、質問 4 に対する我々の回答を参照されたい。

(複数の産業にわたる要求事項の繰返し)

全般的な気付き事項

21. 「SASB スタンダード」は、同じ要求事項を複数の産業で繰り返している。このことは、コングロマリット企業のような、複数の産業についての開示を作成する企業にとって、同じ要求事項を複数の産業について繰り返し「参照し、その適用可能性を考慮」する必要があることに起因する、開示を作成するための不必要なコストをもたらしている。

産業にわたる指標及び技術的プロトコルのわずかな不整合

22. さらに、複数の産業にわたって、同じ開示トピックに関して要求される指標及び技術的プロトコルの記述にわずかな不整合が存在している場合がある。これらの不整合が意図的なものか意図的でないものかが必ずしも明確ではないため、複数の産業についての開示を作成する企業は、これらのわずかな不整合は、彼らが「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮」する際のコストを増加させていることに鑑み、そのような不整合が必要なのかどうかについて疑念を有している。

翻訳における困難

23. 我々の法域では、我々の法的な枠組みに基づき、企業が ISSB 基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計された国内基準を適用するにあたり、「SASB スタンダード」を我々の法域の公用語に翻訳した翻訳版が利用可能となっていなければならない。
24. 「SASB スタンダード」は、同じ要求事項を繰り返し翻訳するための不必要な著しい翻訳の工数を現在生じさせている。また、前述した産業にわたるわずかな不整合によってさらに悪化している。我々は、「SASB スタンダード」の内容を変更することなく、「SASB」スタンダードの構造を見直すことにより、翻訳の工数を減らすことができると考えている。

(「SASB スタンダード」で使用される用語と IFRS S1 号との整合)

25. 我々は、ISSB が「SASB スタンダード」で使用されている基本的な用語を IFRS S1 号と整合させることを提案する。
26. 具体的には、本公開草案の結論の根拠の脚注 15 において記述されているように、「SASB スタンダード」における「指標」という用語は、開示を表すために用いられており、定性的情報及び定量的情報を含むものとされており、これは、IFRS S1 号において当該用語が使用される方法と整合していない。我々は、このことが実務における混乱を引き起こす可能性を考慮すると、例えば当該用語を「要求される開示」に置き換えることによって、不整合に対処すべきであると考えている。
27. また、「トピックサマリー」及び「技術的プロトコル」といった「SASB スタンダード」で用いられる他の基本的な用語に係る不整合についても、例えば、「トピックサマリー」は「関連するリスク及び機会」、「技術的プロトコル」は「要求される開示に付属するガイダンス」の用語に置き換えることによって対処されるべきである。

質問 2—他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性の向上

「SASB スタンダード」に対する必要な修正を検討するにあたり、ISSB は、「グローバル・レポートング・イニシアティブ」(GRI) 及び「欧州サステナビリティ報告基準」の基準及びフレームワーク、「自然関連財務開示タスクフォース」(TNFD) が公表したガイダンスなど、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークと「SASB スタンダード」との相互運用可能性及び整合性を向上させるような考えられる修正を識別した。

「結論の根拠」の BC33 項から BC41 項は、相互運用可能性を改善し、他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの整合をとるために採用されたアプローチについて説明して

いる。「結論の根拠」の「付録 B」は、一般目的財務報告書の主要な利用者のニーズに焦点を当てることを維持しつつ、「GRI スタンダード」との相互運用可能性及び TNFD 開示提言との整合性を向上させるような一部の修正案のリストを提供している。

- (a) 他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を向上させるためのアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 9 つの優先産業に対する修正案及び他の「SASB スタンダード」に対する的を絞った修正案は、相互運用可能性の改善をもたらし、その結果、開示された情報の主要な利用者にとっての意思決定有用性及び作成者にとっての費用対効果を改善させる目的を達成することになることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 情報に関する意思決定有用性と費用対効果を改善させるという目的を達成しつつ、開示トピック又は指標の相互運用可能性及び整合性を一層向上させることは可能か。どのような修正を提案するか、またその理由は何か。

28. 我々は、ISSB が他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を追求することについては、必ずしも反対しない。そのような取組みは、作成者がサステナビリティ関連財務情報を開示する際のコストを削減する可能性が高いからである。

29. しかしながら、我々は、我々の法域の利害関係者（投資家、作成者、保証提供者、及び学識経験者を含む。）から、他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を改善することが、次のような状況を示唆する可能性があることに対する懸念が聞かれていることに留意している。

- (a) ISSB が、相互運用可能性を改善するとの名目で、他の基準又はフレームワークにおける将来の変更を「SASB スタンダード」に自動的に組み込む。
- (b) ISSB が、異なるマテリアリティの概念を採用するその他の基準及びフレームワークにおける要求事項を「SASB スタンダード」に組み込み、ISSB 基準を適用する企業に「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮」することを要求することによって、ISSB 基準において適用されるマテリアリティの概念を変更する。

30. 我々は、ISSB は前項に記載した懸念を払拭する必要がある、相互運用可能性を追求する目的は、コストを削減することであることを明確に説明すべきであると考え。そのような明確な説明は、相互運用可能性の向上を目的とした修正を提案するにあたって ISSB が適用する規準を設定し、当該規準に照らした ISSB の分析及び結論を結論の根拠において説明することによって提供することができる。

31. より具体的には、ISSB は以下の点について明確に説明する必要があると考える。

- (a) ISSB が、なぜ 3 つの基準及びフレームワーク（すなわち、GRI スタンダード、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）、及び TNFD 提言）との相互運用可能性に焦点を当て、他の基準及びフレームワークには焦点を当てていないのか。この点について、我々は、以下の点に留意している。
- (i) ISSB が GRI、EFRAG 及び TNFD と定期的な対話を行い、GRI 及び TNFD と覚書を締結していることに単に言及するだけでは、これらの 3 つの基準及びフレームワークとの相互運用可能性と整合性を追求することについての説得力のある理由にはならない。
 - (ii) ISSB は、この 3 つ以外の基準及びフレームワークとの相互運用可能性又は整合性を考慮しなかった理由を説明すべきである。もし、この 3 つ以外の基準及びフレームワークが検討されたものの、追求されなかった場合は、そのことについても説明されるべきである。
- (b) 相互運用可能性及び整合性を追求するために、「SASB スタンダード」を修正する場合を決定するための規準（その根拠と併せて）。この点について、我々は以下の点に留意している。
- (i) 異なるマテリアリティの概念を採用している他の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を追求する際に、ISSB は、ISSB が採用するマテリアリティの概念に基づいて、他の基準及びフレームワークに含まれる要求事項のうち、どの要求事項を考慮すべきなのかを決定する規準を明確に説明すべきである。
 - (ii) ISSB は、「SASB スタンダード」の修正案は、新たな開示トピック又は指標の追加をもたらすものではなく、単に既存の指標の説明を改訂するものであることを明確に説明すべきである。
 - (iii) ISSB が、相互運用可能性を追求すると決定した他の基準及びフレームワークに含まれる特定の要求事項に関して「SASB スタンダード」を修正しないと結論付ける場合、ISSB は、そのような結論に達した理由を説明すべきである。

質問 3—「SASB スタンダード」における気候関連の内容の修正

ISSB は、9 つの優先産業を包括的に向上させることを提案しており、それには優先産業における気候関連の内容も含まれる。ISSB はまた、他の「SASB スタンダード」における気候関連の指標に対する的を絞った修正を提案している。修正案は、作成者が気候関連のリスク及び機会

を識別することを支援し、これらのリスク及び機会に関する産業固有の情報について意思決定有用性を向上させることを意図している。

「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」(IFRS S2 号の産業別ガイダンス)は、「SASB スタンダード」における気候関連の内容から派生しており、大部分が同一である。ISSB は、「SASB スタンダード」と IFRS S2 号の産業別ガイダンスとの間の整合性を維持してきた。このため、ISSB は、「SASB スタンダード」における気候関連の内容に関する修正案が、IFRS S2 号を適用している作成者に影響を与え得ると考えた。ISSB は、「SASB スタンダード」の気候関連の内容を修正する) IFRS S2 号の産業別ガイダンスの結果的修正を行うことを提案すべきであると決定した。当該提案は、別個の公開草案『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案」で示されている。ISSB はまた、作成者の IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用にネガティブな影響を与えないようにすることを確実にするために、最終化された修正の発効日をどのように用いることができるかを検討した。

- (a) 本公開草案で提案したとおり、ISSB が、優先産業の「SASB スタンダード」における気候関連の内容を修正し、他の産業の「SASB スタンダード」における気候関連の内容に的を絞った修正を行うべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 修正案が、気候関連のリスク及び機会に関する産業固有の情報について意思決定有用性を向上させることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 修正案が、「SASB スタンダード」と IFRS S2 号の産業別ガイダンスにおける気候関連の内容が IFRS S2 号の要求事項とどのように関連するののかについて、一層明確化していることに同意するか。

32. 我々は、「SASB スタンダード」と「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」との整合性を維持する ISSB の提案には賛成する。

33. しかしながら、我々は、「SASB スタンダード」の気候関連の内容を修正する ISSB の提案については、質問 1 に対する我々の回答において議論しているように、「SASB スタンダード」を修正する全体的なアプローチについての懸念を有している。

質問 4—生物多様性、生態系及び生態系サービス並びに人的資本に関連する情報

ISSB は、生物多様性、生態系及び生態系サービス (BEES) 並びに人的資本に関連する「SASB スタンダード」の開示トピック及び指標を修正することを提案している。ISSB は、BEES 及び人的資本に関するリサーチ・プロジェクトを進めている。

ISSB は、BEES 及び人的資本に関連するリスク及び機会の情報に対する利用者のニーズに「SASB スタンダード」と修正案がどの程度満たしているかを理解したいと考えている。

- (a) 修正案を含む「SASB スタンダード」は、企業が BEES 関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供することを可能にしているか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) ISSB が本公開草案において向上のために優先順位付けした 9 つの産業について、一般目

的財務報告書の利用者の意思決定に有用となる他の BEES 関連の開示で、修正案において対処していないものがあるか。ある場合には、当該開示及び理由を説明されたい。

- (c) 修正案を含む「SASB スタンダード」は、企業が人的資本関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供することを可能にしているか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) ISSB が本公開草案において向上のために優先順位付けした 9 つの産業について、一般目的財務報告書の利用者の意思決定に有用となる他の人的資本関連の開示で、修正案において対処していないものがあるか。ある場合には、当該開示及び理由を説明されたい。

34. 我々は、次の理由から、ISSB が BEES 及び人的資本に関連する「SASB スタンダード」の開示トピック及び指標の修正を現時点で進める提案には反対する。

- (a) BEES 及び人的資本については、ISSB によるリサーチ・プロジェクトが進行中であり、利害関係者は実施したリサーチの結果に基づく十分な情報を有していない。このため、「SASB スタンダード」の修正を提案するタイミングとして時期尚早である。
- (b) 現在実施されているリサーチ・プロジェクトの結果として、ISSB は、将来において「SASB スタンダード」のさらなる改訂を行うことが必要となる可能性がある。短期間における 2 回の「SASB スタンダード」の改訂によって利害関係者に生じる可能性がある潜在的なコストを考慮すると、我々は、「SASB スタンダード」の修正を現時点で進めることは適切ではないと考える。特に、ISSB が BEES について追加的な開示要求を導入するための基準設定を行うことを発表したことを踏まえると、「SASB スタンダード」への修正は、関連する基準設定に関する議論と併せて検討されるべきである。

35. 加えて、我々は、ISSB は、将来の基準開発プロジェクトに発展する可能性がある BEES 及び人的資本のリサーチ・プロジェクトの側面に対するフィードバックを、本公開草案を通じて求めるべきではないと考えている。我々は、「SASB スタンダード」は ISSB 基準を構成するものではなく、そのため、「SASB スタンダード」の変更を提案する本公開草案に対する注目度、及び提案に対する分析の深度は、ISSB 基準の変更を提案する公開草案と比べて、比較的限定されることに留意している。

質問 5—発効日

ISSB は、本修正の発効日を修正の公表後 12 か月から 18 か月の間に設定したうえで、早期適用を容認することを提案している。ISSB のこの提案の根拠は、「結論の根拠」の BC161 項に示している。

修正の発効日を設定したうえで、早期適用を容認するというアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

36. 我々は、企業が「参照し、その適用可能性を考慮」することが要求される「SASB スタンダード」のバージョン、及び更新されたバージョンをより早く使用することが容認されるかどうかについては、IFRS S1 号において特定されるべきであると考えている。なぜなら、「SASB スタンダード」を含むガイダンスの情報源について、どのように使用されるべきかを規定しているのは、IFRS S1 号であるからである。
37. 「SASB スタンダード」に対する変更のための準備に必要な期間に関して、我々は、ISSB 基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計された我々の法域の国内基準では、企業が「参照し、その適用可能性を考慮」しなければならない「SASB スタンダード」のバージョンを明確にしていることに留意している。その結果、我々は次のことが必要となる。
- (a) 「SASB スタンダード」の修正内容について議論し、デュー・プロセスを経て、企業が「参照し、その適用可能性を考慮」しなければならない「SASB スタンダード」のバージョンを更新するために国内基準を修正する。
- (b) 修正された「SASB スタンダード」を我々の法域の公用語に翻訳した翻訳版を利用可能にする。
38. したがって、我々は、ISSB が発効日までにより長い期間を設けることを提案する。これにより、ISSB 基準を適用する企業にとっての発効日と、ISSB 基準と機能的に整合した結果をもたらすように設計された国内基準を適用する企業にとっての発効日が整合することを確実にする一助となる。また、より長い期間を設けることで、我々の法域の利害関係者が、変更に対応して準備するための十分な時間を確保することにもなる。

質問 15—「SASB スタンダード」の的を絞った修正

9 つの優先順位の高い「SASB スタンダード」に対する修正案以外にも、ISSB は、産業にわたって共通のトピックに関する開示の整合性を維持するために、適切である場合には、他の「SASB スタンダード」における対応する指標を整合させることを提案している。41 の追加の産業が、的を絞った修正案の影響を受けることになる。

ISSB は、他の「SASB スタンダード」における次の指標について、的を絞った修正を提案している。

- 温室効果ガス排出

- エネルギー管理
- 水管理
- 労働慣行
- 労働力（workforce）の健康及び安全

「結論の根拠」の BC47 項及び BC48 項は、的を絞った修正案の ISSB の根拠を示している。「『SASB スタンダード』の修正案」に関する「結論の根拠」のセクションは、上記のトピックに対する特定の修正に関する根拠を示している。「結論の根拠」の「付録 A」は、的を絞った修正の影響を受ける「SASB スタンダード」とそれらの「SASB スタンダード」に含まれる指標の完全なリストを含んでいる。

- (a) 9 つの優先産業以外の他の「SASB スタンダード」における対応する指標を整合させ、同等な開示要求の対象となる産業にわたって共通のトピックに関する開示の整合性を維持するという提案に同意するか。これにより情報の比較可能性が改善することに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) これらの修正により影響を受ける個別の「SASB スタンダード」の包括的な見直しを完了する前に、これらの的を絞った修正案を導入すべきであることに同意するか。このアプローチが「SASB スタンダード」の向上という目的を支援し、IFRS S1 号を適用する企業に対して適時の支援を提供することに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (c) 温室効果ガス排出に関連する的を絞った修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) エネルギー管理に関連する的を絞った修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (e) 水管理に関連する的を絞った修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (f) 労働慣行に関連する的を絞った修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (g) 労働力（workforce）の健康及び安全に関連する的を絞った修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (h) 41 の追加の産業に関する的を絞った修正案は、個別の「SASB スタンダード」に対して適切かつ関連するものか。これらの「SASB スタンダード」に関連する法域に係る考慮事項のうち、的を絞った修正案で対処されておらず、考慮すべきものはあるか。ある場合には説明されたい。
- (i) 「SASB スタンダード」の的を絞った修正案が、他のサステナビリティ報告の基準及びフレームワークとの相互運用可能性及び整合性を向上させることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か（ISSB が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の見通しに与える影響について重要性がある（material）情報を利用者に提供することに焦点を当てていることに留意すること。）。

（「SASB スタンダード」に対する的を絞った修正を提案することの根拠）

39. 質問 1 に対する我々の回答において議論しているように、「SASB スタンダード」では、多くの場合において、なぜ特定の開示が要求されるのかが明確ではない。我々は、開示を要

求する根拠が明確に説明できる場合にのみ、開示が要求されるべきであると考えている。

40. 本公開草案において特定の開示トピックに焦点を当てることの根拠については、ISSB が的を絞った修正の範囲をなぜ「温室効果ガス排出」、「エネルギー管理」、「水管理」、「労働慣行」及び「労働力（workforce）の健康及び安全」の5つの開示トピックに関する指標に限定すると結論付けたのかが明確ではない。

（特定の開示項目が、なぜ特定の産業について要求されるのかに関する議論）

41. 本公開草案では、複数の産業にわたって統合的に適用される修正が複数提案されている。例えば、本公開草案の BC68 項では、ISSB は、優先産業について提案されている「エネルギー管理」の開示トピックに含まれる特定の指標への変更を反映して、21 の「SASB スタandard」に的を絞った修正を行うことを提案していると述べている。
42. さらに、本公開草案において修正が提案されていない他の開示項目についても、複数の産業にわたって統合的な要求となっているものが多くある。
43. 我々は、「SASB スタandard」が複数の産業にわたって統合的に要求される開示を多く含んでいるという事実は、それらの要求事項が本当に産業固有のものであるかどうかという疑念を生じさせていることに留意している。我々は、要求事項の重複を避けるために、「SASB スタandard」においても、産業横断的な要求事項を定めることができると考えている。

以 上